

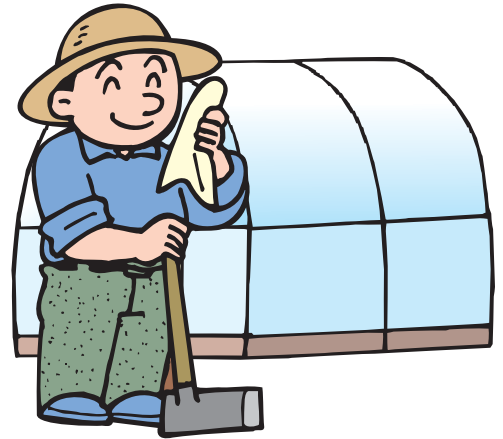
# 自然災害に備え園芸施設共済に加入しましょう!!

## 園芸施設共済とは

施設や施設内農作物が台風・地震等の災害及び、病害虫による被害を受けたとき、その損失を補填して農業経営の安定を図るため、農家の相互扶助を基本とした制度で、農業災害補償法に基づく国の政策保険です。

## 加入できるものは

- ・ 特定園芸施設（ガラス温室、ビニールハウス等）
- ・ 附帯施設（ボイラー、二重カーテン、換気装置、養液栽培装置、照明装置等）
- ・ 施設内農作物（葉菜類、果菜類、花卉類）
- ・ 撤去費用（損壊した施設の撤去に要する費用）



## 加入方法(下記より選択となります)

- 特定園芸施設（本体及び被露材）
- 特定園芸施設 + 附帯施設
- 特定園芸施設 + 施設内農作物
- 特定園芸施設 + 附帯施設 + 施設内農作物

上記いずれの加入方法にも撤去費用が付保されております。

## 加入事例 (で加入した時)

ガラス室(300坪)を加入した場合

	新築時	10年経過
本体補償額	14,754,000円	7,377,000円
撤去費用	960,000円	960,000円
農家負担額(年額)	5,100円	2,700円

屋根型エフクリーンハウス(300坪)を加入した場合

	新築時	10年経過
本体補償額	5,643,000円	2,821,000円
ビニール補償額	3,117,000円	779,000円
撤去費用	704,000円	704,000円
農家負担額(年額)	14,400円	6,000円

ほろ型鉄骨ハウス(300坪)を加入した場合

	新築時	10年経過
本体補償額	3,461,000円	1,730,000円
ビニール補償額(0.15)	439,000円	439,000円
撤去費用	704,000円	704,000円
農家負担額(年額)	12,800円	7,300円

パイプハウス(300坪)を加入した場合

	新築時	5年以上経過
本体補償額	1,188,000円	237,000円
ビニール補償額	303,000円	303,000円
農家負担額(年額)	22,800円	8,100円

## 掛金について

- ・ 補償額8,000万までは掛金の1/2(半分)を国が負担してくれています。
- ・ 3年間無事故の加入者には、掛金の一部を返還する無事戻し制度があります。
- ・ 掛金は税制上の控除の対象になります。

申込み・問い合わせは JA豊橋各事業所 又は 東三河農業共済組合へ TEL0531-24-1789

